

議 会 運 営 委 員 会

令和7年9月25日（木）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

- 1 令和7年第5回（9月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 12月定例会の日程について
- 3 議員定数について
- 4 長期欠席議員の議員報酬等の減額について
- 5 予算決算委員会各分科会の効率化について
- 6 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 議事日程（案）最終日
- 2 討論通告一覧
- 3 難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する意見書（請願第 1 号関係）
- 4 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（陳情第 1 号関係）

【議題 2 資料】

- 5 令和 7 年 1 2 月定例会日程（案）

【議題 3 資料】

- 6 議員定数に関する意見 取りまとめ結果

【議題 4 資料】

- 7 長期欠席議員の議員報酬等の減額について
- 8 近隣市議会の状況
- 9 長期欠席議員の議員報酬等の減額の特例を制定している近隣市議会

【議題 5 資料】

- 10 予算決算委員会各分科会の効率化について

【議題 6 資料】

なし

議事日程（案）最終日

議会運営委員長報告

第 1 諸報告

議長報告

第 2 委員会の所管事務調査報告の件

（１）福祉文教委員会

（２）議会運営委員会

第 3 委員長報告及び報告に対する質疑

（１）予算決算委員会

（２）福祉文教委員会

（３）都市環境委員会

第 4 付託議案等の討論、採決

令和7年第5回（9月）尾張旭市議会定例会

討論通告一覧

議案等番号	通 告 者	反対又は賛成の別
第44号議案	山下 幹雄	反対
第44号議案	榊原 利宏	賛成
第44号議案	勝股 修二	賛成
第51号議案	川村 つよし	反対
第51号議案	秋田 さとし	賛成
認定第1号	川村 つよし	反対
認定第2号	榊原 利宏	反対
認定第5号	榊原 利宏	反対
認定第6号	榊原 利宏	反対
請願第1号	若杉 たかし	反対
請願第1号	いとう 伸一	賛成
陳情第1号	いとう 伸一	賛成

難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する意見書

高齢者のおよそ二人に一人は難聴であると推計されており、高齢化が進む中で、聞こえの支援は重要な課題となっている。

難聴は、コミュニケーション障害や社会活動の減少を引き起こし、さらには抑鬱、意欲低下、認知機能低下、脳委縮、フレイルや転倒のリスク増加及び日常生活動作の低下につながることを指摘されている。

また、難聴は、認知症の危険因子になることも指摘されており、補聴器装用によって認知機能の低下を抑制できるとの調査結果があることから、今後、難聴者への補聴器の普及が求められる。

現在、地方自治体独自の難聴者の補聴器購入に対する助成制度が全国に広がっているが、財政状況などにより、実施の有無や実施内容に格差が生じている。一方、国においては、軽度・中等程度難聴に対する補聴器購入に係る助成は行われていない。

聞こえの支援は、住んでいる地域にかかわらず、誰もが権利として受けられるようにする必要がある。よって、尾張旭市議会は、国会及び政府に対し難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

尾張旭市議会議長 さかえ 章 演

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
全世代型社会保障改革大臣 殿

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善に向けた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

尾張旭市議会議長 さかえ 章 演

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 殿

令和7年12月定例会日程(案)

		議 会 日 程 案	行 事 予 定
11月10日	月		
11月11日	火		
11月12日	水	9:30 定例会打合せ(副市長 出席)	
11月13日	木		
11月14日	金	請願・陳情受付締切(～正午)	
11月15日	土		
11月16日	日		
11月17日	月	9:30 議会運営委員会(副市長 出席)	
11月18日	火	招集告示 9:30 全員協議会(副市長 出席)	
11月19日	水	質問受付(9:00～17:00)	
11月20日	木	質問受付(9:00～17:00) 議案質疑(～17:00)	
11月21日	金		商工会優良従業員表彰式
11月22日	土		
11月23日	日	＜勤労感謝の日＞	
11月24日	月	＜振替休日＞	
11月25日	火		「県民の日学校ホリデー」に伴う学校の休業日
11月26日	水	9:30 議会運営委員会	
11月27日	木	9:30 本会議(初日)(市長、副市長 出席)	
11月28日	金		10:00 例月出納検査、定例監査
11月29日	土		
11月30日	日		
12月1日	月		10:00 市政功労者表彰式
12月2日	火		
12月3日	水	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長 出席)	
12月4日	木	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長 出席)	
12月5日	金	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)、予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
12月6日	土		
12月7日	日		
12月8日	月		
12月9日	火		
12月10日	水	9:30 福祉文教委員会(副市長出席)、予算決算委員会福祉文教分科会(副市長出席)	
12月11日	木	9:30 都市環境委員会(副市長出席)、予算決算委員会都市環境分科会(副市長出席)	
12月12日	金	9:30 総務委員会(副市長出席)、予算決算委員会総務分科会(副市長出席)	
12月13日	土		
12月14日	日		
12月15日	月	9:30 予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
12月16日	火	9:30 各派代表者会(予定) (討論通告期限:～正午)	
12月17日	水	9:30 議会運営委員会	
12月18日	木	9:30 本会議(最終日)(市長、副市長 出席)	
12月19日	金		
12月20日	土		
12月21日	日		

議員定数に関する意見 取りまとめ結果

★ 議員定数変更の必要性 《 有 ➡ 3名 無 ➡ 17名 》

有	理由・意見等	
	1	市民の声に議員数が多いと耳にします。 全議員で意見を出し合い市民の方々に知ってもらうことが大切だと思います。 私は、議員定数削減を賛成します。
	2	今後、市民のご負担をお願いすることが多い状況にて、議員のみ現状維持というのは理解を得難いのではと感じる。 尾張旭市は面積も小さく、少ない議員数でも目が届くと考えられ、実際に数年間18名で成り立っていた実績もある。 よって、定数削減が妥当と考えます。
	3	本市財政状況、社会環境(人口減少)を勘案し、より効率的で住民理解の得られる議会議員定数も議論して、具体的な本市財政の健全化と市民サービスの安定化に寄与するべきと考えます。

無	理由・意見等	
	1	《1ないし2名減を想定した場合》 ① 議会役職の割り振りへの懸念 議長・副議長・監査委員(2名のうち議員選出は通常1名) ➡ 18名から少なくとも 3名は拘束される。実質、15名で委員会を回すことになる。 ② 削減実現のためには委員会の体制の統廃合が必須 ● 常任委員会3つ(福祉文教、都市環境、総務) ➡ 委員長・副委員長を含め、それぞれ 6名程度は必要。 ➡ 15名を3つに割ると「1委員会＝5名」でアウト。 ● 議会運営委員会 ➡ 各会派から委員を出すのが望ましく、更に多様性を確保するには、5名程度必要。 ● 広報広聴委員会 ➡ こちらも市民との接点が大きいため、5名程度は最低必要。 ③ 削減で生じる問題点(なお、定数削減の利点はコスト面のみか、...) ● 委員の負担増 15名で複数の委員会を掛け持ちすることになり、特に小会派や無所属議員に大きな負担がかかる。 合計で「必要委員数」は20名近くになるため、委員の兼務が必須となり、議員の負担(拘束時間・業務量)が増加し、各議員の重要性や責任も更に増大する。 ● 議会の多様性低下 定数削減で会派規模が小さくなると、大会派が全ての委員会で多数派を占めやすくなり、市民の多様な意見が反映されにくくなる。 ● 議会運営の硬直化 委員長・副委員長を確保するため、特定の議員に役職が集中する。市民の意見を受け止める議員が減り、結果的に市政監視の質低下を招く可能性がある。 ● 監査委員や副議長の人材確保難 人数が減るほど、議会運営に必要なポストを引き受ける人材が限られ、実質的に「なり手不足」に近い状況を招きかねない。 ④ まとめ ● 18名や19名でも理論的には可能だが、各個人の負担が大きく、委員会活動や多様性確保が犠牲になるリスクが非常に高い。 ● 現状の20名は議会の質を保つ上で、最低限の人数といえる(安定するのは21名)。 ● 定数削減を検討するなら、委員会構成の見直し(統合や人数削減の影響)等を並行して議論すべき。
	2	議員は多いほどよい。直接民主主義がよい。
	3	活発な議論をしようとした場合、又は、委員会の人数を考えたら現行の定数でよいのではないか。
	4	議員定数削減により、議会の監視機能が低下し、多様な住民意思の反映を狭めてしまうことが懸念される。 将来的に本市の人口減少の傾向が顕著に表れてきたときには、議員定数削減を検討すべきと思うが、議会は地方公共団体の意思決定機関であり、現時点では、議員定数を減らす議論よりも議会改革をどのように進めるべきか、また民意の反映をどのように行っていくのか等の議論の方が大切だと考える。

理由・意見等	
無	議員定数については、現状維持とする。理由として以下のとおりである。 現在、定数20名で議会運営がされているが、何ら問題を感じない。尾張旭市の人口、財政状況を考えても現状維持が妥当と考える。本市議会においてもかつてない活発的な議論が見られ、議会改革も進んでいる。 議員定数減に対する反論として ① 多様な民意の反映が困難になる。 議員数が減ることで、少数意見や地域の細かな声が議会に届きにくくなり、民主的な議論の幅が狭まると懸念される。 ② 住民の行政監視機能が弱まる。 議員が減ると、行政に対するチェック機能が低下し、市民の立場からの監視が不十分になる可能性がある。 ③ 委員会活動の安定運営として 常任委員会などの構成に必要な人数を確保することで、議会活動の停滞を防ぎ、政策審議の質を保てる。 ④ 地域課題への対応力が低下する。 人口構成や課題が異なる地域において、議員数が減ると対応力が落ち、行政サービスの不均衡が生じるおそれがある。 ⑤ 財政削減なら報酬見直しで対応可能とする。 「身を切る改革」を目的とするなら、定数削減ではなく議員報酬の見直しで同等の財政効果が得られると考える。 ⑥ 市民の納得感として 実際に行われたアンケート調査では、現状の定数が「妥当」とする市民の声が多数を占める例もある。 ⑦ 類似自治体との比較(他市と比べて) 尾張旭市の定数は、人口規模に対して他市と比べて特段、多いわけではなく、標準的な水準にある。 このように、議員定数の現状維持は、「民主的な議論の質」、「行政監視の機能」、「市民の納得感」、「財政とのバランス」など、複数の視点から合理的に説明できる。 必要なのは「数を減らすこと」ではなく、「議員の質を高めること」だという考え方が、多くの市民に響く理論と考える。
	① 議会議員の定数削減は、基本的には議員、議会の存在意義を自ら否定する行為だというのが基本的な考え。 ② ただ市の厳しい財政事情と議員定数削減の重さのバランスはある。 ③ また、議員、議会への評価が市民から得られていないことが、定数削減を求める市民からの声につながっている場合もあるため。これは議員が反省しなければいけない。 ④ そのため、本市議会は、行政への監視機能の充実に加え、今年度から常任委員会を2年に延長して、政策立案機能の強化に力を注いでいる最中である。 ⑤ したがって、これらの試行の結果、なおも市民から議会議員に対する評価が得られなければ、その時には、定数削減や議員報酬を含めた総合的な検討をする必要がある。
	「無」は現状維持だが、最低限の必要なこと。「有」にして、+1名で各常任委員会7名にすることも考えたが「無」にした。
	回答は「無」としたが、可能なら増員すべきと考える。 定数を増やし、その分、議員報酬を引き下げる(さらに下げてもよい)。 議場の座席数の物理的制約により、定数は28人とする。 議員の数を増やすことで、市議会に関わる人口が増え、それにより、市政に関心を持つ市民が増えれば、主権者教育にもなる。 基本的に、議員になりたい人物には、一度やってみてもらえばよいと思う。経験することで、大変さを知る人が増えればよいと思う。 また、それほど頑張らなくてもよいように、地域や市の行事への来賓招待はしない。来賓扱いしない。 そうして、市町村議員で頭角を現わした人物が、都道府県政や国政に上っていくような構造もできればよいと思う。 また、女性議員を増やすことも、急がれる目標だと思う。 広く地方議員への門戸を開くこと、それにより多くの住民の意見を吸い上げ反映させるようにすること、それらを実現するために、定数は削減でなく増員一択ではないかと思う。 (余談だが、一部事務組合議員の定数削減の話が起きないのは、不思議なことだ。)
	① 本来は、定数22名、4常任委員会が希望。1人2常任委員会に所属することで、委員会の質の向上が期待できる。 ※ 福祉文教委員会を2つに分ける。 ② 定数削減は、少数で審議することになり、会派構成によっては、その賛否に不安を感じる。 以上のことと、時代背景も鑑みると現状維持が妥当と思う。
	2元代表制を担う議会としての機能を果たすためには、様々な年代の代表と、様々な経験を積んだマンパワーが必要だと思うから。

無	理由・意見等	
	11	市の人口規模や市政状況が、4年前とあまり変わっていない状況の中で、定員増は現実的ではないと思います。また、現状の市議会運営も良好で、3常任委員会の定数は、7人、7人、6人が適切であると考えます。よって、議員定数の変更の必要性はないと考えます。
	12	現状の定数でバランスがよいと思います。(バランスとは、報酬額と議員一人当たりの地域カバー率) ただし、現定数が選挙で割れることがあれば、定数変更の必要性は有になります。 議員の質を上げることが大切で、変更したとしても総報酬額は変えずに一人当たり900万円～1千万円程度にし、14～16名が望ましいと思います。 ただし、選挙で必ずしも質のよい議員が集まるか分からないため、報酬額を減らしても定数増の考え方もあります。
	13	多様な意見の反映。ただし、今後人口の大きな増減が生じた場合は、議員総報酬額を極力増加させない範囲で柔軟な対応を基本とする。 現状、職業、職歴、年代に市民の構成と乖離があり、世の中の変化に迅速に対応し、議員のなり手不足や広範囲の職業や現役世代の意見を更に反映させるためには、市民の多くを占める会社員や若年層(独身、子育て世代を含む。)の議員報酬については特別手当制度があってもよいと考える。
	14	議員は市民の代表として、様々な方の意見や声、要望を伺い、市民の幸福のために活動している。議員数が減少することで、市民の声が届きに少なくなることが懸念される。 また、重要な市政運営について十分に議論し、チェック機能を行うためには、それぞれの常任委員会に6名から7名の委員は必要であると考え。 そのため、現状では定数変更の必要性はないと考える。 現在、本市の人口はほぼ横ばいから微減の状態であり、大きく減少しているわけではない。 今後、人口が減少していくならば、そのときに定数を減らすことを検討する必要があると考える。
	15	市民の意見が届きに少なくなる。 現在、あまり、市民が望んでいない。
	16	現状特に問題があると思えない。
	17	これまで、議員定数変更の話題の際には、増員ではなく削減の傾向にあることをふまえて、「削減の必要なし」との立場から、以下に論点をまとめました。 ① 「襟を正す」効果の限界 定数削減は外形的・象徴的な行為にとどまり、議員の姿勢改善や襟を正すことには直結しない。学びの深化、政策提案の質向上、議論の活性化と情報公開により実効性を高める必要がある。 ② 市民代弁機会の縮小という不利益 ● 多様性の縮小 議員数が減れば、多様な立場や少数意見を代弁できる議員が減少する。結果として、市民の声が議会に届くルートが狭まり、民主主義の厚みが損なわれる。 ● 議会機能の低下 議会の要でもある常任委員会は、専門分野ごとに市政を監視・調査する役割を担う。 一人当たりの負担が過大化し、専門性を生かした議論や多様な観点の確保など市政監視や政策立案の質が低下し、誤った政策判断につながる危険性が高まる。 ● 議会運営への影響 常任委員会の適正規模の維持が困難になる恐れがあり、削減後の運営方法について具体策が必要。 ● 市民への影響 議員数の減少は「市民の代表者が減ること」を意味し、市民が政治に参加できる「代表を通じた機会」が減ることに直結する。 これは市民にとって直接的な不利益であり、民主主義の後退につながる。 ③ 経済合理性から見た問題点 ● コスト削減効果 < 議会機能低下による潜在的損失 議員数削減の経費削減は限定的。一方で、議員数が減ることで議会チェックが弱まり、誤った政策判断が下されれば、数千万～数億円規模の損失を招く恐れがある。 ● ガバナンスの観点 企業で監査役や取締役を減らせば、一時的にコストは減っても、ガバナンス不全による不祥事リスクで結果的に損失が膨らむのと同じ構図である。 ● 市民にとっての費用と利益の比較 削減費用と引き換えに、それによって得られる「市民の声を広く反映する仕組み」「委員会を通じた行政監視の機能」を失う方が、市民にとって大きな損失となる。 ④ 結論 ● 定数削減は、姿勢改善の象徴やわずかなコスト削減といった限定的な効果しかない。 ● 反面、市民代表機会の縮小、会議体の適正規模の崩壊による議会機能低下、誤った政策判断リスクという重大な不利益を伴う。 ● 経済合理性の観点からも、削減メリットよりも損失リスクが大きいと、合理的とは言えない。 ● 市民の利益を守るために必要なのは、定数削減ではなく、議会機能の強化・情報公開の拡充・市民参加の深化など、議会の議論の質を高め、市民との対話を深める取り組みである。

長期欠席議員の議員報酬等の減額について

1 経緯

昨今、全国の地方議会において、本会議等を長期にわたり欠席している議員に対し、議員報酬等が支払われていたことが問題となった事案が発生している。本市議会においても、議員の逮捕拘束を始め、病気等による長期間の欠席に対し、議会の態度を示すため、報酬の減額等について検討する。

2 現状

令和7年9月現在、本市議会では、長期欠席議員に関する報酬等の規定はない。今年度、議長から議会運営委員会の所管事項として、長期欠席議員の議員報酬等の減額の検討を諮問されている。

3 議員報酬に係る法的根拠

各種法令には、長期欠席議員への報酬に関する直接の規定はないため、支給の是非について様々な議論がある。

【参考】

- 地方自治法
第203条第1項 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
第3項 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 議会基本条例
第23条 議会は、議員報酬について、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に検討しなければならない。
2 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。
- 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

4 近隣市議会の状況

長期欠席議員に関する報酬減額・不支給の規定がある市議会

条例中に規定：名古屋市、岡崎市、常滑市、稲沢市、東海市、長久手市

特例で規定：半田市、刈谷市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、みよし市

5 具体的な検討事項

検討事項①「条例名」

内容

「尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を一部改正するのか、又は「尾張旭市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を新規制定するのか。

検討事項②「趣旨（目的）」

内容

「尾張旭市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」とした場合に必要。

検討事項③「減額等の事由」

内容

議員報酬等の減額の事由をどうするのか。

- 疾病や自己都合等により一定期間、議会の会議を欠席したとき
- 逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたとき

検討事項④「欠席とみなす会議等の範囲」**内容**

議員報酬等減額の対象となる会議等の範囲をどうするのか。

地方自治法等に規定する会議等（本会議、委員会及び協議又は調整を行うための場、議員派遣、委員派遣）に限るのか、又は個人の議員活動を除く全ての会議等を対象とするのか。

検討事項⑤「適用除外」**内容**

やむを得ない事由で会議等への出席ができない場合の適用除外を設けるのか。設ける場合、その具体的な事由をどうするのか。

- 公務上の災害等、議員の出産、感染症などの疾病
- その他議長が認める場合

検討事項⑥「議員報酬の減額率等」**内容**

議員報酬の減額率については、各市議会でそれぞれ異なっているため、本市議会での整理が必要。

検討事項⑦「議員報酬の減額となる期間」**内容**

議員報酬の減額となる期間については、各市議会でそれぞれ異なっているため、本市議会での整理が必要。

検討事項⑧「期末手当の取扱い」**内容**

期末手当の取扱いについては、各市議会でそれぞれ異なっているため、本市議会での整理が必要。

検討事項⑨「欠席の届出」**内容**

長期欠席期間に係る届出については、各市議会でそれぞれ異なっているため、本市議会での整理が必要。届出を必要とした場合の様式の有無についても整理が必要。

検討事項⑩「一時差止処分（支給停止）」**内容**

議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けた場合の取扱いをどうするのか。

- ⇒ 公訴を提起しない処分が行われたとき又は無罪判決が確定したとき
 - ➡ 一時差止分を取り消し、支給する。
- ⇒ 有罪の判決が確定したとき
 - ➡ 一時差止分を不支給

検討事項⑪「疑義が生じた場合」**内容**

条例の適用に関し、疑義が生じた場合は議長が議会運営委員会に諮って決定するなどといった取扱いについて

検討事項⑫「その他」**内容**

その他、必要事項記載の検討

近隣市議会の状況

	市	根拠条例	①議員の逮捕・拘留による長期欠席時の減額等の内容	②災害や疾病等のやむを得ない事情、自己都合による長期欠席時の減額等の内容	③-1その他の理由による長期欠席時の欠席理由	③-2その他の理由による長期欠席時の減額等の内容	④その他の規定
条例	名古屋市	議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 （平成16年12月1日）	次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる期間に係る議員報酬は支給しない。この場合において、既に支給したものがあるときは、これを返納させるものとする。 (1)刑事事件に関して有罪判決が確定した場合：逮捕等期間、(2)刑事事件の刑の執行として収監された場合：収監された期間	—	—	—	—
	岡崎市	議員の議員報酬等に関する条例 （令和5年10月2日）	一の定例会の開会の日から当該定例会の開会の日までの間に開かれる会議及び委員会の全てを欠席した場合は、当該定例会の開会月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。	①と同様	⑤以外の事由	①と同様	適用除外あり。 (1)公務上の災害、(2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者又はこれらの疑いのある者であること、(3)出産、(4)病院又は診療所への入院及び退院後の療養
	常滑市	議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 （平成28年7月1日）	当該処分を受けた日から解かれた日までの期間の議員報酬の支給を停止。	—	—	—	—
	稲沢市	議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	その処分を受けた日からその処分が解かれた日までの期間の議員報酬は、その期間の属する月の現日数を基礎として日割計算により算出した額の支給を停止する。	任期中の連続する2回の定例会並びにその2回の定例会の間に開かれた議会の会議及び委員会の全てを欠席した場合は、その2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。	欠席理由は明記されていない。	②と同様	適用除外あり。 (1)公務上の災害、(2)病気、(3)出産、(4)その他のやむを得ない事情によるものとして議長が認めるもの
	東海市	議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例 （令和6年4月1日）	刑事事件の被告人として勾留等の処分を受けた期間に係る議員報酬の支給を一時差し止め。また、有罪判決の場合等は不支給。	—	—	—	—
	長久手市	議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 （平成29年4月1日）	議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの期間に係る議員報酬の支給を一時差し止める。	＜自己都合のみ＞ 定例会の会期日程の全てを欠席した場合を1回として、その欠席した回数に応じ、(1)欠席回数が連続して2回：2割減、(2)欠席回数が連続して3回：3割減額、(3)欠席回数が連続して4回以上：5割減額とする。	理由は問わない。	③と同様	適用除外あり。 (1)公務上の災害等により議員活動を行うことができないとき、(2)議長が議会運営委員会に諮って協議し、議員活動を行わないことに相応な理由があると認めたとき
特例	半田市	議員の議員報酬等の特例に関する条例 （令和6年3月29日）	逮捕・勾留その他身体を拘束される処分を受けた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、その処分が解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という）の報酬を停止する。ただし、無罪判決が確定したとき、または不起訴処分となったとき（ただし、罪とならずまたは嫌疑なしを理由とする場合に限る）の支給停止中の議員報酬の減額割合は逮捕等期間に応じて下記のとおりとする。 90日以下の場合：減額なし、90日を超え180日以下の場合：5割減額、180日を超える場合：支給なし	90日を超え180日以下の場合：5割減額、180日を超える場合：支給なし	欠席理由は条例に明記されていない。	②と同様	産前産後は除く。
	刈谷市	議員の議員報酬等の特例に関する条例 （平成27年7月1日）	刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けた日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬を支給停止。 ※支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、支給しない。	議員報酬：議会の会議を欠席した日から起算して引き続き議会の会議に出席していない日数に応じ、90日を超え180日以下の場合：2割減額、180日を超え365日以下の場合：3割減額、365日を超える場合：5割減額とする。 期末手当：6月1日及び12月1日のそれぞれ前6月において、議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、当該減額の計算に係る割合を乗じて得た額とする。	その他の理由を限定する規定はなし。	②と同様	適用除外あり。 (1)公務上の災害、(2)出産等による長期欠席
	大府市	議員の議員報酬等の特例に関する条例 （平成29年4月1日）	議員報酬：議員が逮捕・勾留などにより身体を拘束された場合、当該月の報酬は日割りで支給しない。また、既に支給済の場合は翌月以降で調整・返納。 期末手当：拘束された月が、期末手当算定の基準日前6か月に含まれる場合、その期末手当は支給を停止する。 有罪が確定した場合：支給停止中の議員報酬及び期末手当は、有罪判決が確定した場合、以後支給しない。	90日を超える455日以下の場合：2割減額、455日を超える場合：4割減額	—	—	適用除外あり。 (1)公務災害及びこれに準ずるもの、(2)産前及び産後の休養、(3)その他議長が特に認めたもの
	知多市	議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例 （平成27年3月24日）	90日を超え180日以下の場合：2割減額、180日を超え365日以下の場合：4割減額、365日を超える場合：5割減額	①と同様	欠席理由は条例に明記されていない。	①と同様	適用除外あり。 (1)公務上の災害、(2)出産、(3)その他議長が認める場合
	知立市	議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 （令和元年7月1日）	身体拘束処分を受けた日から解かれる日までの期間については支給停止。議員報酬の月額を当該支給停止を受ける月の現日数で除し、当該月における身体拘束処分を受けている日数を乗じた額が支給停止額となる。	欠席開始日から起算して90日を経過した日から議会の会議等に出席した日の前日までが減額の対象期間。議員報酬の月額を当該減額を受ける月の現日数で除し、当該月における欠席日数を乗じた額に以下の割合を乗じた金額を議員報酬から減額して支給。 180日を超えない場合：2割減、180日を超え365日を超えない場合：3割減、365日を超える場合：5割減 ※いずれも欠席開始日から起算した日数	①、②、③にも当てはまらないもの。	②と同様	適用除外あり。 (1)公務上の災害、(2)出産、(3)その他議長が事由に準ずると認める場合
	高浜市	議員の議員報酬等の特例に関する条例 （平成22年10月1日）	支給停止	90日を超え180日以下の場合：2割減、180日を超え365日以下の場合：3割減、365日を超える場合：支給なし	—	—	適用除外あり。 (1)公務上の災害等、(2)その他議長が認める場合
	豊明市	議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 （平成22年9月8日）	—	90日を超え180日以下の場合：2割減額、180日を超え365日以下の場合：3割減額、365日を超える場合：5割減額	—	—	—
	日進市	議員の議員報酬等の特例に関する条例 （平成26年5月16日）	議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日まで日割によりその月から議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。	180日を超え365日以下の場合：2割減額、365日を超え730日以下の場合：3割減額、730日を超える場合5割減額	欠席理由は明記なし。	②と同様	—
	田原市	議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 （平成28年4月1日）	支給停止	(1)公務上の災害、(2)その他議長が認める事由を理由とする90日を超える長期欠席については減額。	—	—	議員の出産のための欠席は『その他議長が認める事由』に該当するとして減額しないことを議会運営委員協議会にて取り決めている。
	みよし市	議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 （平成23年3月10日）	90日を超え180日以下の場合：2割減額、180日を超え365日以下の場合：3割減額、365日を超える場合：5割減額	①と同様	実績がないため、不明である。	①と同様	—

長期欠席議員の議員報酬等の減額の特例を制定している近隣市議会①

検討事項	半田市	刈谷市	大府市	知多市	知立市	高浜市
①条例名	半田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	刈谷市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	大府市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例	知多市議会の議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例	高浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例
②趣旨（目的）	この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、半田市議会議員が半田市議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、半田市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとする。	この条例は、議会への市民の信頼の確保に鑑み、議会の議員がその職責を果たすことができない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるものとする。	この条例は、議会への市民の信頼の確保に鑑み、議会の議員がその職責を果たすことができない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるものとする。	この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、知多市議会議員が、長期にわたって議会活動及び議員活動ができなくなった場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるものとする。	この条例は、議員の職責に鑑み、議員が議会の会議等を長期間欠席した場合又は市民の信頼に反する行為をした場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるものとする。	この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、高浜市議会議員が、議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるものとする。
③減額等の事由	議員が療養、自己都合その他の理由により、９０日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合	議員が自己都合、疾病その他の事由により議会の会議を長期間欠席したとき	議員が自己都合、疾病その他の事由により議会の会議等を引き続き９０日を超えて欠席したとき	療養、長期不在その他の理由により９０日を超えて議会活動等ができなくなった場合	議員が議会の会議等に出席しない期間で、９０日を超えるもの	議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したとき
④欠席とみなす会議等の範囲	・地方自治法に規定する市議会定例会及び臨時会の本会議 ・委員会条例に基づき設置された委員会の会議 ・政治倫理審査会 ・会議規則に規定する会議 ・政務活動費管理委員会 ・議員の派遣、委員の派遣 ・議会運営委員会において、出席することが決められた会議等	・本会議 ・常任委員会 ・議会運営委員会 ・特別委員会 ・全員協議会	・本会議 ・常任委員会 ・議会運営委員会 ・特別委員会 ・会議規則に規定する協議等の場 ・議員の派遣 ・委員の派遣	・定例会及び臨時会の本会議 ・委員会条例の規定により設置された委員会 ・会議規則の規定により設けられた協議又は調整を行うための場	・定例会及び臨時会の本会議 ・委員会条例に基づき設置された委員会	・定例会及び臨時会の本会議 ・委員会条例に基づき設置された委員会
⑤適用除外	出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間	・公務上の災害（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務又は通勤により生じた災害） ・出産 ・その他議長が認める事由	・公務上の災害等（大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害） ・その他議長が認める場合	・公務上の災害（知多市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務上の災害） ・出産 ・議長が認める場合	・公務上の災害等（知立市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務又は通勤による災害） ・出産（労働基準法第６５条第１項又は第２項本文に規定する期間の範囲内に限る） ・その他議長が認める事由	・公務上の災害等（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務上の災害等） ・その他議長が認める場合
⑥議員報酬の減額率等（※日数は欠席相当日数）	《減額割合》 ● ９０日を超え１８０日以下の期間 ➡ <u>100分の50</u> ● １８０日を超える期間 ➡ <u>100分の100</u>	《支給割合》 ● ９０日を超え１８０日以下であるとき➡ <u>100分の80</u> ● １８０日を超え３６５日以下であるとき➡ <u>100分の70</u> ● ３６５日を超えるとき ➡ <u>100分の50</u>	《支給割合》 ● ９０日を超え４５５日以下であるとき➡ <u>100分の80</u> ● ４５５日を超えるとき ➡ <u>100分の60</u>	《支給割合》 ● ９０日を超え１８０日以下であるとき➡ <u>100分の80</u> ● １８０日を超え３６５日以下であるとき➡ <u>100分の60</u> ● ３６５日を超えるとき ➡ <u>100分の50</u>	《減額割合》 ● 欠席開始日から起算して１８０日を超えない期間➡ <u>100分の20</u> ● 欠席開始日から起算して１８０日を超え、３６５日を超えない期間➡ <u>100分の30</u> ● 欠席開始日から起算して３６５日を超える期間➡ <u>100分の50</u>	《支給割合》 ● ９０日を超え１８０日以下であるとき➡ <u>100分の80</u> ● １８０日を超え３６５日以下であるとき➡ <u>100分の70</u> ● ３６５日を超えるとき ➡ <u>100分の0</u>
⑦議員報酬の減額となる期間	長期欠席の期間が９０日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から長期欠席の期間の末日まで	欠席相当日数が９０日、１８０日又は３６５日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、議会の会議に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用。	欠席相当日数が９０日又は４５５日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用。	長期欠席の期間が９０日、１８０日又は３６５日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から、長期欠席の期間に相当する期間。	長期欠席期間の開始日から起算して９０日を経過した日から議会の会議等に出席した日の前日までの期間。	議員活動ができない期間が９０日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から議員活動ができない期間。
⑧期末手当の取扱い	基準日の前６箇月以内の期間において減額される月があるときの期末手当の額は、支給されるべき期末手当の額に長期欠席の期間に応じて、減額割合を乗じて得た額を減じた額。	基準日のそれぞれ前６月において、議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、当該減額の計算に係る割合を乗じて得た額。	基準日のそれぞれ前６月において、議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、当該減額の計算に係る割合を乗じて得た額。	基準日のそれぞれ前６月以内の期間において、議員報酬の支給の減額月があるときの期末手当の額は、その職に応じて支給されるべき期末手当に、長期欠席の期間に応じて、減額割合を乗じて得た額。	基準日のそれぞれ前６月の期間において長期欠席期間があるとき、条例の規定により受けるべき期末手当の額を当該減額を受ける期末手当減額対象期間の日数で除して得た額に当該期末手当減額対象期間における長期欠席期間の日数を乗じて得た額を減額。	基準日のそれぞれ前６月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるとき、その職に応じた期末手当に、議員活動ができない期間に応じて、定める減額割合を乗じて得た額。

検討事項	半田市	刈谷市	大府市	知多市	知立市	高浜市
⑨欠席の届出	・長期欠席届により、議長に届け出なければならない。当該議員が自ら届け出ることができないときは、当該議員の代理人が届け出ることができる。 ・長期欠席届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、その旨を復帰届により議長に届け出なければならない。 ・長期欠席の届出の際には、医師が記載した証明書等を添えるものとする。	なし	なし	・長期欠席届出書により議長に届け出なければならない。 ・議員活動等ができることとなったときには、復帰届出書により議長に届け出なければならない。	なし	なし
⑩一時差止処分（支給停止）	【議員報酬】 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、その処分が解かれた日までの期間の議員報酬の支給を停止。 【期末手当】 基準日の前6箇月以内の期間において、議員報酬の支給を停止され、かつ、基準日において継続しているとき、又は保釈により当該支給の停止が解除されている場合であって、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止。	【議員報酬】 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止。 【期末手当】 基準日の前6月において、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止。	【議員報酬】 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止。 【期末手当】 基準日の前6月において、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止。	なし	【議員報酬】 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、議員報酬の支給を停止。 支給を受けるべき議員報酬の月額を当該支給停止を受ける月の現日数で除して得た額に当該月における身体拘束処分を受けている日数を乗じて得た額の議員報酬の支給を停止。 【期末手当】 基準日の前6月の期間において身体的拘束処分を受けたときは、期末手当の支給を停止。 支給を受けるべき期末手当の額を当該支給停止を受ける期末手当支給停止対象期間の日数で除して得た額に身体拘束処分を受けている日数を乗じて得た額の期末手当の支給を停止。	【議員報酬】 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、当該議員報酬の額について、その日から当該処分を解かれる日までを基礎として日割によりその月から支給を停止 【期末手当】 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の支給停止の適用を受けたときは、期末手当の支給を停止。
★支給停止されていた議員報酬及び期末手当の支給	・無罪判決の確定及び不起訴処分になったとき（ただし、罪とならずまたは嫌疑なしを理由とする場合に限り） 【議員報酬】 支給停止されていた議員報酬に、逮捕等期間の初日から末日までの期間に応じて、減額割合を乗じて得た額を減じた額を支給。 【期末手当】 支給停止されていた期末手当の額に、逮捕等期間に応じて、減額割合を乗じて得た額を減じた額を支給。 《減額割合》 ●90日以下の期間 ⇒100分の0 ●90日を超え180日以下の期間 ⇒100分の50 ●180日を超える期間 ⇒100分の100	当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給。 この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。 ※ 反対に、有罪判決等を受けた場合は支給を停止されていた議員報酬等を不支給にする旨の規定を設けている。	当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給。 この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。 ※ 反対に、有罪判決等を受けた場合は支給を停止されていた議員報酬等を不支給にする旨の規定を設けている。	なし	当該支給停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該支給停止に係る刑事事件について無罪の判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、無罪の判決が確定した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給。 当該支給停止を受けていた議員が既に議員の資格を失っているときも、同様とする。 ※ 反対に、有罪判決等を受けた場合は支給を停止されていた議員報酬等を不支給にする旨の規定を設けている。	当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月（その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給。 この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。 ※ 反対に、有罪判決等を受けた場合は支給を停止されていた議員報酬等を不支給にする旨の規定を設けている。
⑪疑義が生じた場合	なし ただし、長期欠席の期間を変更する場合は、議会運営委員会に諮ることができる。	議長が議会運営委員会に諮って決定する。	議長が議会運営委員会に諮って決定する。	議長が決定するものとする。その決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。	議長が議会運営委員会に諮って決定するものとする。	議長が決定するものとする。決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

長期欠席議員の議員報酬等の減額の特例を制定している近隣市議会②

検討事項	豊明市	日進市	田原市	みよし市
①条例名	豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例	日進市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	田原市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例	みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例
②趣旨（目的）	この条例は、豊明市議会の議員の職責に鑑み、議員が、市議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるものとする。	この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、日進市議会議員が、議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるものとする。	この条例は、田原市議会の議員が市議会の会議を長期間欠席した場合及び刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けた場合における議員報酬及び期末手当の支給について、田原市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める。	この条例は、みよし市議会の議員の職責に鑑み、議員が、市議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める。
③減額等の事由	議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席したとき	自己の都合及び疾病その他により議員活動ができない事由が生じたとき	議員が、市議会の会議に出席しない期間で、当該期間が90日を超えるもの（身体を拘束される処分を受けている期間を除く。）	議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席したとき
④欠席とみなす会議等の範囲	・定例会及び臨時会の本会議 ・委員会条例に基づき設置された委員会	・定例会及び臨時会の本会議 ・委員会条例に基づき設置された委員会	・本会議 ・常任委員会 ・特別委員会 ・議会運営委員会 ・全員協議会	・定例会及び臨時会の本会議 ・委員会条例に基づき設置された委員会
⑤適用除外	・公務上の災害等（豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務上の災害等） ・女性の議員の出産 ・その他議長が認める理由により市議会の会議等を欠席した場合	・公務上の災害等（日進市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害） ・その他議長が認める理由により議員活動ができない場合	・公務上の災害（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務又は通勤による災害） ・その他議長が認める事由	・公務上の災害等（みよし市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害） ・その他議長が認める理由により市議会の会議等を欠席した場合
⑥議員報酬の減額率等（※日数は欠席相当日数）	《支給割合》 ●90日を超え180日以下であるとき⇒100分の80 ●180日を超え365日以下であるとき⇒100分の70 ●365日を超えるとき⇒100分の50	《減額割合》 ●180日を超え365日以内であるとき⇒100分20 ●365日を超え730日以内であるとき⇒100分の30 ●730日を超えるとき⇒100分の50	《減額割合》 ●180日を超えない期間⇒100分の20 ●180日を超え、1年を超えない期間⇒100分の50 ●1年を超える期間⇒100分の100	《支給割合》 ●90日を超え180日以下であるとき⇒100分の80 ●180日を超え365日以下であるとき⇒100分の70 ●365日を超えるとき⇒100分の50
⑦議員報酬の減額となる期間	欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降、市議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用。	議員活動ができない期間が180日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬の月額を基礎として適用。	市議会の会議を欠席した日から市議会の会議に出席した日の前日までの期間。	欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降、市議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用。
⑧期末手当の取扱い	基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときは、その職に応じた期末手当に、欠席期間に応じて、減額割合を乗じて得た額。	基準日における議員報酬の減額割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乘じた額を減額。	基準日のそれぞれ前6月の期間において長期欠席期間があったときは、支給を受けるべき期末手当の額を当該期末手当減額対象期間の日数で除して得た額に当該期末手当減額対象期間における長期欠席期間の日数（長期欠席期間の開始日から90日までの日数を除く。）を乗じて得た額に、定める減額割合を乗じて得た額を当該基準日に対応する支給日に支給する当該議員の期末手当から減額。	基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときは、その職に応じた期末手当に、欠席期間に応じて定める割合を乗じて得た額。

【参考：尾張旭市】

- 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- 尾張旭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 尾張旭市議会委員会条例
（常任委員会及び議会運営委員会の設置）
第1条 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。

検討事項	豊明市	日進市	田原市	みよし市
⑨欠席の届出	なし	議員活動ができない事由が生じたときは、議長にその旨を届け出なければならない。当該議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができるものとする。 届出を行ったのち議員活動ができることとなったときは、議長にその旨を届け出なければならない。 ※議長は届出があったときは、議会運営委員会に諮って議員活動ができない期間の始期又は終期を決定しなければならない。	なし	なし
⑩一時差止処分（支給停止）	なし	【議員報酬】 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日まで日割によりその月から議員報酬の支給を一時差し止める。 【期末手当】 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の一時差止処分の適用を受けている場合又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、期末手当の支給を一時差し止める。	【議員報酬】 議員が身体を拘束される処分を受けた日から当該処分を解かれる日までの期間について行い、支給を受けるべき議員報酬の月額を当該支給停止を受ける月の現日数で除して得た額に当該月における身体を拘束される処分を受けている日数を乗じて得た額の支給を停止。 【期末手当】 基準日の前6月において、身体を拘束される処分を受けたときに支給停止。	なし
★支給停止されていた議員報酬及び期末手当の支給	なし	一時差止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該一時差止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。 ※ 反対に、有罪判決等を受けた場合は支給を停止されていた議員報酬等を不支給にする旨の規定を設けている。	当該支給停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該支給停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、これを解除し、当該支給停止が開始したときにさかのぼり全額を当該処分が行われ、又は当該無罪判決が確定した日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給。この場合において、当該支給停止を受けていた議員が既に議員の資格を失っているときも同様とする。 ※ 反対に、有罪判決等を受けた場合は支給を停止されていた議員報酬等を不支給にする旨の規定を設けている。	なし
⑪疑義が生じた場合	なし	議長が議会運営委員会に諮って決定する。	議長が議会運営委員会に諮って決定する。	なし

【その他】日割り計算や端数処理の取り決めている市議会が多い。

予算決算委員会分科会の効率化について

1 趣旨

分科会における理事者の説明方法を見直し、運営の効率化を図ることで、議案審査の充実につなげる。

2 先進事例

茨城県取手市議会では市長提出議案のオンラインでの提案説明を実施している。

(1) 経緯

ア コロナ禍の令和2年に、感染防止の観点からオンライン（Z o o m）を使った提案説明を実施し、本会議での提案説明は省略した。

イ 感染症対策として実施したものの、様々な利点があったことから、オンラインによる提案説明を継続することとした。

(2) 実施方法

ア オンラインによる提案説明は、定例会開会日の3日前に実施

イ 当日の場合は「Z o o m」、後日の場合は「Y o u T u b e」（限定配信）で視聴

ウ 開会日以降は、誰でも「Y o u T u b e」で視聴が可能

エ 事前説明の発言記録（速報版）は、開会日から議場の前に設置

3 理事者の説明方法の見直し案

- (1) 動画配信をするとともに、理事者の説明用原稿を市議会HP等で公表する。
- (2) 理事者の説明用原稿を議員に配付するとともに、市議会HP等で公表する。
- (3) 予算決算委員会（全体会）の1回目を別途設定し、総括説明・人件費関係説明に引き続き各部長から説明を行う。

4 見直すことによるメリット

- 質問に注力できる時間を増やすことで、質問の深化が図れるため、より充実した予算決算の審査を行うことができる。
- 口頭の説明と違い、聞き逃し・聞き間違いが発生しないため、数字の確認などの発言がなくなる。
- 予算決算の審査を充実させることで、市の課題の把握がよりの確にできることから、市議会の政策立案等の活性化につながる。